

犬山市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、犬山市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第1条 犬山市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項をあらかじめ教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、犬山市ホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

4 前2項の規定にかかわらず、急施を要するときは、この限りでない。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（公開又は非公開の決定）

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、市長が会議に諮って行うものとする。

2 会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

3 前項の規定は、会議の途中において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開方法は、傍聴によるもののほか、様々な手法を検討して、市民への説明責任を果たすよう努めるものとする。

2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第6条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長又は会議が必要と認めた事項

2 議事録には、構成員全員及び作成した事務局職員が署名しなければならない。

3 市長は、議事録を作成したときは、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

4 議事録の公表については、第2条第2項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画財政部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。